

子どもの権利に関する条約と条例に関する動向

1 子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、1989年に国際連合で採択され、日本は1994年（平成6年）に批准しました。子どもは、「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなく、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。子どもも権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も認めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。

<子どもの権利条約の「4つの原則」>

原則	
差別の禁止 (差別のないこと)	すべての子どもが、年齢、性別、障害、国籍、家庭環境などによって差別されず、権利を保障されること。
子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)	子どもに関わることを決めるとき、子どもにとって何が最もよいかを第一に考えること。
生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)	子どもが命を守られ、健やかに成長・発達できるようにすること。
子どもの意見の尊重 (子どもが意味のある参加ができること)	子どもが自分に関係することについて意見を表明でき、その意見が年齢や成熟度に応じて十分に考慮されること。

【条例策定との関係】特に「子どもの意見の尊重」は、条例の内容だけでなく、条例をつくる過程そのものにおいても重要な視点となります。

<子どもの権利の「4つの柱」>

原則	
生きる権利	命が守られ、医療や食事、住まいなど、健康に生きるための環境が整えられていること。
育つ権利	勉強したり、遊んだり、休んだりしながら、心も体も大きく育っていくこと。
守られる権利	暴力や虐待、差別、不当な労働などから守られること。
参加する権利	自分の考えを伝えたり、社会の活動に加わったり、自由に意見を表したりすること。

（出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ）

2 国・都・他自治体の動向

<こども基本法とこども家庭庁の創設>

こども基本法は、すべての子どもが自分らしく幸せに暮らせる社会を目指し、2022年（令和4年）6月に成立し2023年（令和5年）4月1日に施行されました。同法では、子どもの権利条約の4つの原則を基本理念とし、こどもの人権を守り、意見を社会に反映させることを国や自治体に義務付けています。また、少子化対策や児童虐待、子ども貧困などの課題に一体的に対応する司令塔となることを目的とし、子どもを最優先に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指して、こども家庭庁が同時期に設置されました。

<東京都こども基本条例の制定>

東京都は、2021年（令和3年）4月に前文と17の条文から構成される「東京都こども基本条例」を制定しました。条例を踏まえた施策の方向性として、①都の計画や施策に対することどもの意見の反映、②様々な意見表明の機会、環境の整備、③こどもの意見表明や権利擁護に関する普及啓発が示されています。

<東京都下 23 区・島・町村部を除いた26市の子どもの権利に関する条例>

自治体名	施行年	条例名称
日野市	2008年（平成20年）	日野市子ども条例
小金井市	2009年（平成21年）	小金井市子どもの権利に関する条例
西東京市	2018年（平成30年）	西東京市子ども条例
多摩市	2022年（令和4年）	多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例
武蔵野市	2023年（令和5年）	武蔵野市子どもの権利条例
町田市	2024年（令和6年）	町田市子どもにやさしいまち条例
国立市	2025年（令和7年）	国立市子ども基本条例
狛江市	2026年（令和8年）	狛江市子ども権利条例

条例制定済み 8市

条例制定の予定あり 2市（三鷹市 青梅市）